

写

受理番号	陳情第8号
受理年月日	平成28年 5月17日

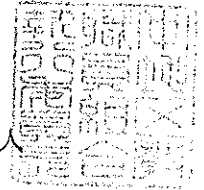
陳 情 書

# 子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、 教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

平成28年5月16日

二宮町議会議長  
添田 孝司 様

陳情者 平塚市浅間町12-41  
中地区教職員組合  
執行委員長 島崎 直人



## 《陳情趣旨》

これまで、二宮町の教育の発展に対しまして、様々な場面でご尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、この間、中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、教育関係23団体とともに少人数学級の実現を始めとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にとまなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められている役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や授業内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また、子どもたちに対してより豊かな教育の実現ためには教育のICT化が必要不可欠です。しかしながら、タブレット端末等のICT環境整備には自治体の重点施策や財政状況によって差があり、使いたいときに使えないのが現状です。国からの各自治体に対して教育予算の増額が行われなければ、子どもたちの学習環境にも大きな格差が生じていくこととなります。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、都道府県財政を圧迫し、教育条件格差が生じています。しかしながら、義務教育の根幹は、全国どこでも一定の教育条件により、子どもたちへの教育を保障するものです。自治体の財政状況に左右されることなく、安定した義務教育の実施のためにも義務教育費国庫負担制度の堅持は重要です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。二宮町議会におかれましては、子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法99条の規定により、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

## 《陳情事項》

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細かな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級の実現と学級規模の弾力化を推進すること。
- 2 保護者負担軽減のため、教育予算を増額すること。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 3 義務教育制度は、教育の機会均等、水準確保、無償制を根幹としている。それを支えるための義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

以上